

〔第2問〕(配点：50)

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事 例】

建設業を営むX株式会社(以下「X社」という。)は、A株式会社(以下「A社」という。)からマンションの建築工事の注文を受け、平成24年9月1日、A社との間で、請負代金総額10億円、工事期間10か月間として、建築工事請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結し、着工した。本件請負契約においては、請負代金の支払条件として、着工時である同日に前受金として4億円を支払い、その後は、同年12月末日に5億円の中間金を支払い、マンションの引渡し時に1億円を支払うことと約定されていた。また、本件請負契約の締結に際し、A社は、B銀行との間で、本件請負契約に基づいてX社が受領した請負代金を何らかの事情によりA社に返還しなければならない場合には、X社の当該返還債務をB銀行が連帯して保証する旨の契約を締結した。

ところが、X社は、C銀行を始めとする金融機関から総額35億円の融資を受けていたほか、下請業者に対して買掛金債務等を合計2億2000万円負担し、総額で、37億2000万円の負債を有しており、平成25年4月15日には、同日を支払期日とする7500万円の約束手形の決済が困難なことが判明した。そこで、X社は、同日、裁判所に破産手続開始の申立てを行ったため、即日に破産手続開始の決定を受けるに至り、弁護士Yが破産管財人に選任された。

当該破産手続開始の決定の時に、X社がA社から請け負ったマンションの出来高は、85%に過ぎなかったが、X社は、前受金を含め、A社から、既に9億円の請負代金を受領していた。また、X社は、本件請負契約に関し、下請業者であるD株式会社(以下「D社」という。)との間で、毎月末日に出来高を確認して翌月末日にその出来高相当額を支払うという条件により、請負契約(以下「本件下請契約」という。)を締結しており、X社に対する破産手続開始の決定があった時点におけるD社の施工の出来高も、本件下請契約の対象となる工事全体の85%であったが、X社は、本件下請契約の請負代金総額6億円のうち、出来高70%相当額の4億2000万円しか支払っておらず、同年3月分の請負代金6000万円と同年4月の15日間の請負代金3000万円の合計9000万円が未払の状態となっている。

なお、本件請負契約及び本件下請契約において、出来高は、A社に帰属するものとされている。

〔設 問〕 以下の1及び2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

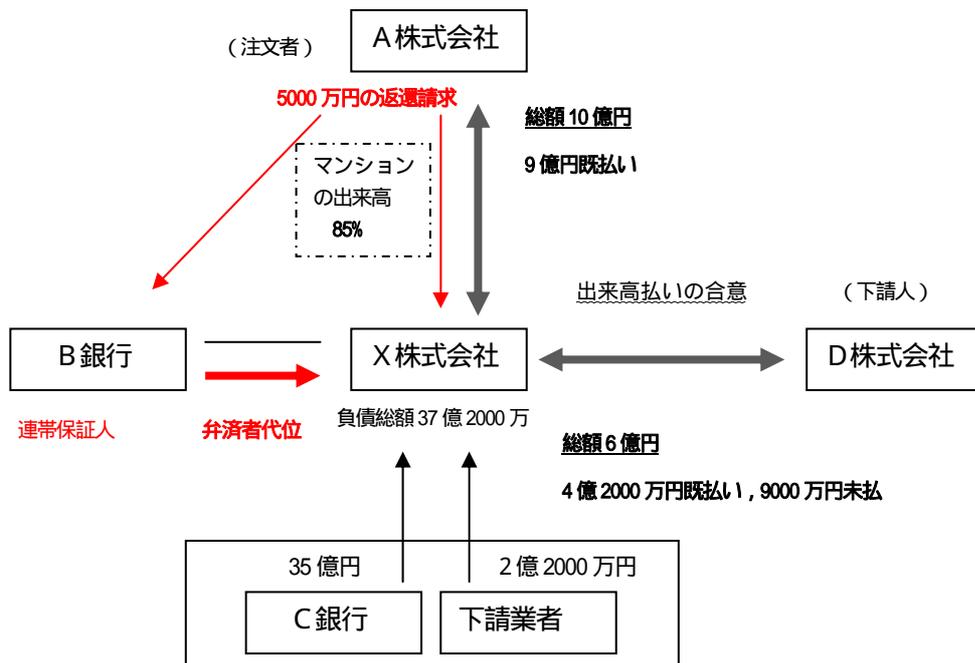
- 1.(1) Yは、本件請負契約に基づく建築工事の継続を断念し、D社との間の本件下請契約も、解除した。この場合において、D社の有する本件下請契約に基づく請負代金請求権の行使方法について、論じなさい。
- (2) Yは、裁判所の許可を得て、本件請負契約に基づく建築工事を継続することとし、D社との間の本件下請契約に基づく建築工事は、継続されることとなった。この場合において、D社が有する本件下請契約に基づく請負代金請求権の行使方法について、論じなさい。

2. Yは、本件請負契約に基づく建築工事について、このままD社を含む下請業者へ即時現金払で継続した場合には、資金繰りが続かないおそれがあると判断し、本件請負契約を破産法第53条第1項の規定に基づき、解除した。しかし、出来高がまだ85%に過ぎなかったため、A社は、Yに対し、既にX社に支払った本件請負契約に基づく請負代金9億円のうち、出来高の未達成部分である5000万円の返還を請求した。

A社のYに対する請負代金返還請求権の破産手続における法的性質について、論じなさい。

A社は、請負代金の返還を求めるに当たり、X社の破産財団が換価手続中であり、いまだ資金がない状態であると考え、連帯保証人であるB銀行に対し、保証債務の履行を求めたため、B銀行は、この連帯保証債務を履行し、5000万円の求償債権を有するに至った。この場合において、B銀行のYに対する権利行使の方法について、論じなさい。

【関係図】



【解答例】

第1 小問1(1)について

1 請負代金請求権中、出来高部分について

本件下請契約は、マンションが未完成であり、また、請負代金も一部未払となっている点で、双方未履行の双務契約であり、53条1項が適用されるのが原則である。しかし、注文者が破産した場合には、民法642条がその特則を定めている。

すなわち、民法642条は、注文者が破産手続開始決定を受けた場合、破産管財人のみならず請負人にも契約解除権が認められ(民法642条1項)、この場合、請負人は既に実施した仕事に関する報酬請求権を破産債権として行使でき、また、破産管財人が契約を解除した場合には、損害賠償請求権を破産債権として行使できるとしている(民法642条2項)。

本件では、D社は、出来高85%に相当する請負代金中未払となっている9000万円について破産債権を行使することができる。従って、D社は破産債権届出をして、配当的満足を受けられる(100条1項)。

民法642条は、請負人にも解除権を認めている点で、53条の特則であるが、本件では、管財人が解除をしているので、その立法趣旨を詳細に展開する必要はない。

不動産工事の先取特権、商事留置権の行使で担保されていることも余力があれば記載してもよい。

2 請負代金債権中、未施行部分について

また、本件では破産管財人Yにより、下請契約が解除されているので、D社は、未施行部分(15%)に関する請負代金債権9000万円以外にも、工事完成による得べかりし利益等解除されたことに伴う損害賠償を請求することができ、その損害賠償請求権を破産債権として行使できる(民法642条2項)。旧642条は、請負人に損害賠償請求権を認めていなかったものの、破産管財人が、破産財団の都合で建築工事を断念し、契約を解除する以上、公平の観点等から請負人に損害賠償請求権を認める必要があるからである。

旧642条は請負人の損害賠償請求権を否定していたが、現行破産法の制定と同時に改正された。従って、その立法趣旨の説明は必要である。立法趣旨については、山本和彦「倒産処理法入門(第4版)」86頁参照。

第2 小問1(2)について

X社の破産管財人が履行を選択した場合(53条1項)、開始決定後に実施した建築工事部分に関する請負代金債権は、財団債権となる(148条1項7号)。従って、D社は開始決定後に実施した出来高部分の請負代金債権について、破産手続によることなく、また、破産債権に優先して弁済を受けることができる(151条)。

これに対して、開始決定前に実施された出来高未払状態にある9000万円の取扱いについては明らかでない。請負人の仕事完成義務は不可分であることを理由に、開始決定前の出来高部分についても、財団債権とする見解もある(伊藤288頁)。しかし、本件下請契約においては、「毎月末日に出来高を確認して翌月末日にその出来高相当額を支払う」旨が合意されており可分と考えられること、解除の場合には出来高清算をすることを考えれば、開始決定前の出来高部分については、148条1項7号は適用されず、原則通り破産債権になると解すべきである。従って、D社は、未払請負代金債権9000万円について、破産手続に従い配当的満足を受けるに過ぎない。

開始決定後の出来高部分と開始決定前の出来高部分を分けて検討できるかがポイント。

問題文中の請負代金の清算方法に関する合意に気付くことが必要。参考文献としては、山本克己・山本和彦・瀬戸英雄編「新破産法の理論と実務」210頁(三森)、大コンメンタール218頁(松下)があります。

第3 小問2(1)について

X社がA社から請け負った建築工事は、X社以外の業者によっても完成させることのできる代替性のあるマンション建設工事であり、したがって、破産管財人Yは、53条1項により契約を解除することができる。この場合、Xへの既払額9000万円中出来高の未達成部分である5000万円は、「破産者の受けた反対給付」に該当するから、A社は、財団債権としてその返還を請求することができる(54条2項)。

請負人の破産の場合に、53条の適用があるかについては従来から争いがある。問題文では、破産管財人が53条により解除したことが前提とされているが、念のために代替的工事であることを指摘しておくべきである(最判昭和62年1月26日)。

第4 小問2(2)について

1 5000万円の求償権について

B銀行が代位弁済によって取得した5000万円の求償権は、A社とB銀行の間で締結された連帯保証契約に基づいて発生したものである。従って、その法的性質は、破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権として破産債権となる(2条5項)。

2 5000万円の原債権について

他方、求償権者であるB銀行は、民法501条による法定代位が認められ、A社がX社に対して有する5000万円の原債権を法律上当然に取得する。この原債権が財団債権の性質を有することは(1)で論じたところである。そこで、破産債権者である求償権者B銀行が、この原債権を行使する場合、財団債権者として破産手続上の制約を受けることなく権利行使が認められるのか、それとも、求償権者として破産手続内での権利行使のみが認められるのかが問題となる。

この立場をとった場合には、求償権の債権届 管財人異議 弁済による代位=承継届で配当加入、の流れになる。

民法501条が、求償権者に対して、原債権を法律上当然に取得させたのは、原債権をして求償権に対する担保的機能を果たさせようとするものであり、原債権が譲渡担保の目的として求償権者に移転したのと同様の関係に立つ(最判平成23年1月22日民集65巻8号3165頁における田原睦夫裁判官の補足意見)。

そうすると、B銀行が求償権者として破産手続内での権利行使のみが認められる場合であっても、原債権は、譲渡担保権の行使に準じて、破産手続による制約を受けることなく行使できるといべきである。このように解したとしても、他の破産債権者は、もともと原債権者による財団債権の行使を甘受せざるを得ない立場にあったのであるから、不当に不利益を被るといふことはできない。

田原補足意見では、具体的な権利行使の方法について論及されているので、参照すること。

以上